

建物所有者・管理者、調査・検査員の皆様へ

令和7年7月1日から 定期報告制度の調査・検査内容が見直されます

令和7年7月1日に定期報告における国の告示が改正され、定期調査、定期検査の調査・検査項目、方法及び判定基準等が一部変更されました。これに伴い、八戸市建築基準法等施行細則の一部改正等を行い、調査・検査の様式を一部変更します。令和7年7月1日以降の定期報告につきましては、改正された新様式等により調査・検査を実施し、報告書を作成して提出してください。

ー八戸市における見直しのポイントー

- 「常閉防火扉」について、運動エネルギー等、本体と枠の劣化及び損傷の状況、作動の状況、物品の放置の状況、固定の状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります。
- 「換気設備」、「排煙設備」、「可動式防煙壁」、「非常用照明装置」の作動状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります。
- 「換気設備」「非常用照明装置」の物品の放置の状況の確認は、従前どおり建築物の調査項目になります。

※八戸市は定期報告の対象とする建築設備を、

- ・換気設備（中央管理方式の空気調和設備に限る）
- ・排煙設備（排煙機を有するものに限る）
- ・非常用の照明装置（予備電源を別置きにしたものに限る）

と限定しております。国の告示改正により、建築物から建築設備へ移動した調査項目において、電池内蔵形の非常用の照明装置のように、定期報告の対象から外れる建築設備が生じるため、それらの建築設備を引き続き建築物の定期報告で調査するようにしております。

※ 国、青森県、八戸市が所有し、又は管理する建築物等については、この取扱いと異なり国の告示に基づいた点検項目となりますので、お間違えないようご確認をお願いいたします。

* その他の改正内容（上記の調査項目の変更、様式の変更等）に関する詳細は、以下の国交省及び八戸市のホームページからご確認ください。

建築基準法に基づく定期報告制度について（国交省 HP）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

定期報告制度（八戸市 HP）

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kenchikushidoka/kenchiku_toshikeikaku/1/3826.html



国交省 HP



八戸市 HP

【お問合せ】 八戸市 都市整備部 建築指導課 TEL 0178-43-9137